

【医療情報】新型コロナウイルス関連情報（４月３日現在）

【ポイント】

- 報道によれば、アルゼンチン国内では１３５３名（昨日から８８名増）の累計感染者数、うち４２名の累計死亡者数が報告されています。
- 当国に居住、または短期的に滞在している方を対象とした、全国隔離措置DNU（２０２０／４／１２）が４月１２日まで継続中です。
- 大使館では、アルゼンチンに滞在中の方を対象に、所在調査を進めております。在留届の更新、たびレジの登録等にご協力をお願いします。

【本文】

１ 報道によれば、アルゼンチン国内では１３５３名（昨日から８８名増）の累計感染者数、うち４２名の累計死亡者数が報告されています。

２ 全国隔離措置に関する必要緊急大統領令（DNU）が継続中です。当該措置は、当国に居住している者、または短期的に滞在している者に対し、「社会的、予防的、強制的隔離（以下、強制隔離と表記）」を設定し、期間は３月２０日から４月１２日までとされています。

３ 強制隔離措置例外対象の拡大（行政決定）

３日付官報で公布された行政決定４５０／２０２０をもって、全国隔離の例外となる活動及びサービスが拡大されました。新たに例外の対象となるのは、建設資材販売、林業及び鉱業活動、皮革工場・製材所・木製品・交通・農業機械工場等、貿易関連活動、核燃料関連活動、管理及び消毒サービス、融資・支払いサービス、登録・証明等の活動及びサービスです。

４ 所在調査及び在留届情報の更新のお願い

大使館では、短期滞在の皆様を可能な限り正確に把握するため、「たびレジ」にお名前や連絡先、滞在期間などを登録されていない方（メールアドレスだけの簡易登録の方）を対象に所在調査をお願いしております。

細部は「短期滞在中の皆様への所在調査協力依頼」をご参照ください。

<https://www.ar.emb-japan.go.jp/files/100030340.pdf>

また、大使館に在留届を提出済みの方で、ご帰国、転出等により登録情報に変更が必要な方がおられましたら、届け出をお願いします。

オンライン在留届を利用された方はこちら

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

大使館に、届け出用紙にて直接提出された方は、お名前、旅券番号、ご帰国日等を本メールにご返信いただくようお願いします。(以上)